

## 第 8 5 号議案

### 損害賠償の額の決定及び和解について

道路の維持管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- 1 事故発生日時 令和 3 年 9 月 2 4 日（金）午後 7 時頃
- 2 事故発生場所 蒲郡市清田町大口地内  
市道坂本前田門前 1 号線路上
- 3 損害賠償の相手方 東京都文京区後楽 2 丁目 2 0 番 1 6 号  
後楽 2 丁目ビル 5 階  
株式会社ワールドフォースインターナショナル  
代表取締役社長 田上 修
- 4 事故の状況 上記日時及び場所において、相手方の軽貨物車が市道の横断側溝にあるグレーチング上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、相手方車両の右前輪に巻き込み、相手方車両は、右前輪等を損傷した。
- 5 損害賠償額 8 6 3, 3 9 0 円

### 提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。